

神奈川エコループプロジェクト

市町村及び事務組合からの質問に対する 現時点の回答について

【注】本資料は、今後市町村及び事務組合との協議・事業精査等の中で変更される事があります。

平成 17 年 1 月

株式会社、エコループセンター

神奈川エコループプロジェクト

市町村及び事務組合からの質問に対する現時点の回答について

<目 次>

I. 基本事項	(質問 1~19)2
①減量化	(質問 20~22)10
II. 開発について	(質問 23~40)13
III. 分別について	(質問 41~46)20
IV. 中継施設、物流について	(質問 47~67)23
V. 処理施設の内容	(質問 68~88)31
VI. 処理料金	(質問 89~96)43
VII. 事業スキーム	(質問 97~105)48
①経営監理委員会	(質問 106~110)52
②プロジェクトファイナンス	(質問 111~116)55
③出資、人員等	(質問 117~126)58
④契約の内容	(質問 127)62
VIII. 危機管理	(質問 128~133)64
IX. 環境対策	(質問 134~138)67
X. その他	(質問 139~141)70

質問 1

[法 4 条 1 項] 市町村の減量・適正な処理措置・能率的な運営責務との関連性は?

回答 1

- 分別、収集は市町村の役割であり、現状と変更はない。
- 適正処理の方法は市町村ごとに選択すべきものであり、ELCのような民間事業者に委託処理することもそのひとつである。
- 能率的な運用の一つの方法として、民を活用することは一つの方法である。
- 本プロジェクトは、循環型社会に最適で、より効率的な、より経済合理性の高い処理を実現するものであり、市町村の目指す効率的な運営責務に合致するものである。
- 本プロジェクトは、経営監理委員会（市町村も参加）による適正処理の監視のもと事業を実施するものであり、市町村がその責務を放棄することにつながらない。

質問 2

[法 4 条 3 項] 国による技術的・財政的援助・広域処理調整責務
国からはどのようなバックアップがあるのか?

回答 2

- 国は廃棄物の適正処理のため、一定規模を確保した「広域処理」を進めしており、本プロジェクトはその方向に沿うものである。
- 国の基本政策は、三位一体改革の中で調整中であるが、広域的循環処理の方向が示されている。本プロジェクトはその方向に合致するものである。
- 広域の循環型処理については交付金による支援が計画されており、本プロジェクトに参画する複数の市町村が、主体となって循環型処理計画に向けて取組んでいただくよう是非お願いしたい。

I. 基本事項

質問 3

[法 5 条の 3] 廃棄物処理施設整備計画との整合性は？

回答 3

- 廃棄物処理施設整備計画は国が施設整備を推進する為に市町村の計画を踏まえて策定すると承知している。
- 県、市町村がそれぞれ廃棄物処理計画を定めることとしているが、中間処理の方法として、本事業を位置づけることにより整合性はとれると ELC は考えている。

質問 4

[法 7 条 4 項 規則 2 の 3] 一般廃棄物の業の許可

家庭系については市町村からの委託か？事業系一廃は業の許可によるのか？

回答 4

- 中間処理「業」の許可は、家庭、一般をくくり、一般廃棄物処理業として市町村の許可を必要とする。
- 市町村が処理をするにあたって、ELC に委託する場合は、家庭、事業系をあわせて一括契約を原則と考えているが、市町村の実情によっては区分して市町村と契約することも考えられる。
- 事業系一般廃棄物の取扱いに関しては、関係業界、市町村と協議のうえ、対応を決定していきたい。

質問 5

[法 7 条 1 項] 一般廃棄物の広域的収集運搬か？その許可の方法は？

回答 5

- 収集運搬業者が複数の市町村で収集運搬を行う場合は、それぞれの市町村の許可を得る。（一般廃棄物には委託もありうる）

質問 6

一般廃棄物の有料化と民間への委託の整合性、市町村間の公平性は？

回答 6

- 市町村が進めようとしている有料化は排出量の削減対策として進められていると理解しており、そのことが中間処理の方法の選択とは直接つながらないと考えている。
- 現状の処理コストは、市町村間でスケールメリット等の違いにより大きな格差が生じている。本事業はこの課題の改善に資するものである。
- E L Cによる中間処理コストの開示が進むと、収集効率化や分別等の努力による市町村の処理価格の差が見えることになる。

質問 7

一般廃棄物と産業廃棄物を混載運搬可能か？

回答 7

- 行政上の許可は、一廃と産廃は別個になされる。原則として混載はできない。
- 輸送手段として船舶、貨物などの大量輸送手段を利用する場合は、ハッチやコンテナで区分した一括輸送は可能である。〔業の許可は両方必要〕

質問 8

一般廃棄物と産業廃棄物を扱う上での契約書・マニフェスト取扱いは？

回答 8

- 一廃はマニフェスト制度を採らないため、市町村に対しその適正処理を明確にする方法を契約上明らかにする。マニフェストに準じた方法を想定している。
- 産業廃棄物はマニフェスト管理になる。排出事業者との契約は、廃棄物処理法に基づき、個別に契約を締結する。

質問 9

事業系一般廃棄物・産業廃棄物の事業者の直接持ち込みは受けるか？

回答 9

- 事業系一般廃棄物は、市町村と協議のうえ決定したい。ただし事業系の有機資源ごみについては、一般廃棄物中には家庭系厨芥と処理の異なるものがあるため（飼料化等）、受入方法に工夫がいると考えている。
- 産業廃棄物については現在関係者と受入方法を調整中であるが、事前に産業廃棄物の処理契約を締結し、品質内容を把握したうえで処理することとなる。そのために非契約者については、計画上、品質管理上、受け付けない。
- 産業廃棄物の特別管理廃棄物については、契約により直接搬入もありうる。

質問 10

県外の廃棄物は受けるのか？

回答 10

- 原則神奈川県内である。
- 一般廃棄物については隣接自治体、災害廃棄物については、地元町、所轄庁の了解のもとに引き受ける。
- 産業廃棄物については、県内産業廃棄物取扱関係者（市町村、関係業界、所轄庁、地元自治体）との話し合いにより対応を決定する。

質問 11

積み替え保管については、誰がどのような許可を取得するのか？

回答 11

- 施設の設置者が所轄庁の許可を受ける。
一般廃棄物の積み替え、保管施設は市町村が設置するので許可は不要であるが規模・内容にとては知事への届出が必要となる。
- 産廃の場合はE L Cが知事又は保健所設置市長の許可を取得する。

質問 12

廃棄物処理法にからみ、輸送に関して再委託はないか？

回答 12

○再委託はしない。

　トラックと貨車を組み合わせる場合はそれぞれの契約になる。

質問 13

有機資源ごみと食品リサイクル法との関係は？

回答 13

○E L Cは、従来と異なり、有機物を焼却することなく、資源化を図るものであり、法の主旨と合致するものである。

○工場などから排出される性状の揃った夾雑物のない有機系の廃棄物は、飼料化によりリサイクルする。

○また、事業系一般廃棄物の中においても、学校給食や病院等のように飼料化に適するものがありそのリサイクルを徹底する。

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律での資源化は一定規模以上の事業者を想定している。中小事業者は自力では、効率性、安全性などから限界がある。

したがって、現状では合理的かつ効率的にリサイクルされていない廃棄物や家庭から排出される厨芥ごみは、分別のうえ、メタン発酵によりエネルギーを回収する。

質問 14

個人情報の漏洩はないか？

回答 14

○排出段階で、個人情報ならびに排出事業者の情報保護を徹底することを基本にしたい。

○本プロジェクトでは、廃棄物総情報システムを構築する。その中で、個人情報保護の厳格な対応を徹底する。

質問 15

発電ごみのなかに、容器リサイクル法対象物が相当量はいる可能性はないか？

回答 15

○市町村の分別の取組に期待している。

○容器リサイクル法対象物の分別収集を行なうか否かは現状において市町村の選択であり、またその推進について、現状は市町村もその役務を担っている。一方、発電ごみに対するE L Cの原則は、マテリアル、ケミカルリサイクルするにはL C A上有効でない可燃性廃棄物としている。したがって、E L C側からそれらの混入を奨励することはないが、混入には問題はない。容器リサイクル法対象物を発電ごみに混入させるかは、市町村側の住民への指導方針によるところが大きいとE L Cは考えている。

質問 16

既存の産廃業者、一廃業者から反対はないか？（独占禁止法等）

回答 16

○一廃の収集運搬を民間委託している例が多いが、その状況は変わらない。

○産廃は、中間処理能力そのものが不足しており、業界団体から県に対し第三セクターによる施設整備要望がなされている経過があること、今回は既存の業者が処理し切れなかった廃棄物を中心にしており、神奈川県内業者から反発を受けることはないと考えている。

○本プロジェクトは、既存事業者と連携して対応する方針であり、既存事業者との役割分担を基本としている。さらに、神奈川県の廃棄物排出事業者を構成員とする各団体と十分に協議し、連携を強めながらシステムの構築を行う。その意味で各団体と広義の連合事業との認識で一致している。

質問 17

自区内処理の原則を否定するのか？

回答 17

- 廃棄物を自己責任の下に発生源に近いところで処理することは大切な考え方であるが、稠密化した市街地では立地場所の確保が困難なこと、適正処理には一定規模の施設が必要であることなどから、現実に広域的処理を進めているところである。国・県においても適正処理のため広域化を進めている。
- また、産業廃棄物は県域を越えた移動が実態であり、当事業により、県内廃棄物の県内処理量を増加させることは自区内処理の原則にかなうものである。
- 更に、最終処分量をゼロを目指すことも原則にかなうものである。

質問 18

災害ごみの収集時の分別は無理と思われる。災害時だけ分別せずに受け入れること、あるいはそういう契約は可能か。

回答 18

災害時に関しては、衛生面からも迅速なる処理が最優先されるため、適正処理の原則を維持するものの、通常のような厳密な分別をする等の考え方を持っていない。本件に関しては、市町村との契約の中に盛り込むべき条項と理解している。

質問 19

産廃が多いと不安定な経営となる危惧があるが、産廃と一廃の構成比見込みは？産廃の搬入方法は？

神奈川県は県外処理比率が高いので、100%県内処理を目指すのなら産廃の構成比はもっと多くなるのでは？

回答 19

- プロジェクトファイナンスの融資判断において、産業廃棄物についても、長期の処理委託契約締結が前提となっている。
- 産業廃棄物に関しては、確実な委託先のみを計画のなかに加えることとし、運転開始後徐々に産廃取扱量を増大させる計画としたい。その需要に合わせて第1期の中で施設を拡充させるものとするため、第1期の運転開始においては一廃の比率が高くなると考えている。

質問 20

エコループプロジェクトについて、大量焼却主義の固定化につながるのではないかという批判が一部にある。エコループプロジェクトに参加することによって、市町村の減量化、資源化が推進されると言えるのか。

回答 20

- 本プロジェクトは、廃棄物の減量化を否定するものではなく、結果として減量化されずに発生する廃棄物をより高効率の方式で再資源化することを基本方針としている。
- 従って、市町村における減量化、資源化の推進やその成果を踏まえた事業方針を組み立てることとしている。(詳細は回答 21 を参照)
- エコループプロジェクトは、廃棄物の性状による処理と資源化を徹底する計画であり、厨芥ごみや剪定枝などが焼却されずに再資源化されることにより、現状に比べて焼却量の割合は 20 %程度減少する。
- さらに、各処理システムにおいて発生する残渣物を溶融し資源化処理することが可能となるため、最終処分をほぼ“ゼロ”とすることが可能と考えている。

質問 21

- 廃棄物の減量化（発生抑制）は、国、県の基本方針であり、市町村は「ごみ半減」を掲げ、減量化（発生抑制）を進めている。この様な中で、「全体量の大幅な減少を期待できない。」「容易に削減できないものも多い。」という認識のもとに、この事業を展開することは、国、県、市の施策に反するとの批判を受けることになると思うがどうか。
- 一定の収益をあげ、事業を成り立たせるためには、ごみを一定量以上確保することが必要となる。一定量以上のごみの確保が事業継続の必要条件となると、国、県、市町村の政策に反する事業との批判を受けることになると思うがどうか。
- 参加市町村が、事業開始後も減量化（発生抑制）を進めれば、処理されるごみの量が少なくなり、エコループセンターの採算がとれなくなると考えるがどうか。

回答 21

○廃棄物の減量化は地域にとっても、また国策としても達成すべき最大課題であると考えている。当然、本プロジェクトにおいては各市町村よりご提出いただく長期処理量計画に沿って廃棄物の減量化を前提として事業計画を検討することとしている。しかしながら、減量化がどのような推移を経て進行するかは、現状において長期に見通すことは甚だ困難である。今後とも現実の推移や、各市町村の将来計画や取り組みを注視しつつその動向を業務運営に反映させていく必要がある。ただ、この問題の困難なところは、将来の減量化に対応して予め施設規模を小さくすることができず、現実に発生している廃棄物を処理するための施設規模が必要だという点である。このことは各市町村が独自に焼却炉を建設する場合においても同じことが言える。

その中で、廃棄物量と処理施設のバランスが求められることになるが、処理施設とのバランスに不整合が生じた場合においてもまず、①一般廃棄物についていえば、参加する市町村が同時期一斉に本プロジェクトに参加する訳ではなく、段階的な参加による增量が考えられること。②産業廃棄物については、県内処理を推進していくため、一廃に対しての産廃比率が徐々に拡大すると考えられること等の要因を考慮する必要がある。それでもやむをえない場合には、一時的に処理料金を改定する等により経営の持続性を確保せざるを得ない事態も全くないとはいえないと考えている。

質問 22

廃棄物が減量する可能性を考慮してマテリアルフローや施設の規模を計画しているか？

回答 22

- 既述のように今後の減量化方向を前提に事業計画を立てている。
- 全体計画は段階的に施設整備を進めることとしている。その意味はスタート時においては市町村の施設の実態や利用するまでの準備期間を想定したものであり、1期の施設整備後、減量が進んだ場合2期の事業規模を調整する余地を残したものもある。
- また、事業採算性の試算も同様の考え方である。
- 廃棄物発電において都市ガスの併用（スーパー発電）を考えているのも量の変化に対応できる経営基盤確保策でもある。

質問 23

許認可について、他の産業廃棄物処理施設と同じ扱いか？（要綱・住民同意等）

回答 23

- 一事業者であり、民間一般と同一である。
- むしろ、規模が大きいため、土地利用並びに県アセス条例の対象になる。

質問 24

神奈川県土地利用調整条例の進捗状況（申請の有無）は？

回答 24

- 土地利用調整条例の手続きに関しては、2005年3月までに計画地の保安林解除手続きと並行して事前相談を実施し、4月から条例手続きを行っていく予定としている。
- 従って、3月末に事前相談が完了するよう、ELCは、山北町とともに関係各課との相談・調整を進めている。
- 事前相談と併行して、2004年11月中に配置計画・造成計画方針を確立し、土地利用・排水・交通に関する計画案をまとめている。

質問 25

山北町、神奈川県はインフラ整備を確実に行う保証はあるのか？

回答 25

- 山北町・ELCともに公共事業として対応することで一致している。上下水道、取付道路に関しては現在山北町との間で方策を検討中である。

質問 26

住民協定などを締結する予定はあるのか？

回答 26

- 環境アセスの手続きは広く県民・市町村民と事業者（E L C）との約束事であり、協定締結と同程度の効力があるものと位置付けられる。
- 環境アセス等の住民説明会の過程で、山北町、関係官庁の意見を伺いながら、住民の方々への情報公開とリスクコミュニケーションを推進する。
- 住民協定締結については、リスクコミュニケーションの一環として判断する。

質問 27

最終処分場の確保は？

回答 27

- 本事業では、廃棄物をすべて電力、スラグ、メタル、飼料、エタノール等に再資源化するため、最終処分対象物は原則として発生しないと考えている。溶融飛灰についても、非鉄精錬会社により、鉛、亜鉛、レアメタル製造の原料とする。
- ただし、処理方式を万全とするため、廃棄物処理業者が保有する最終処分場を確保している。

質問 28

騒音・悪臭の対策は？

回答 28

- 法及び県条例、更には立地市町村の条例の定める基準を遵守する。
- 市町村の保管、分別施設、当社の中間処理施設、搬送過程それぞれ工夫が必要である。
- 搬送機器の機密性を高め、当社の中間処理施設では受入ピットなど臭気の発生元で漏気しないよう減圧する。全施設を通じて機器の選定や施設設置にあたって騒音対策を徹底するなど、事業者として努力するとともにその知見を市町村等に提供する。
- 特に、当社の中間処理施設では対策を徹底して、万全を期す。

質問 29

22年度供用開始スケジュールの担保は？

回答 29

- 現時点での稼動開始の時期を確定することはできないが、平成22年10月稼動を目指し事業を進めていく。
- その障害となることが予想されるのは、アセス等を含む許認可の期間であり、この点については事業者としての努力で対応する。
- 施設建設予定地の地元調整は、山北町から関係者への説明が行われ、順調であると聞いている。
- 建設時、民間の対応すべき問題については、スケジュール上かなりタイトになっているが、スケジュールを遵守するよう今後とも全力を傾注する。
なお、資金調達の目処をつける為には、市町村との契約及び債務負担行為が前提となるので、スケジュールに沿ったご対応をお願いしたい。

質問 30

土地利用調整条例の申請は、平成 16 年 10 月ではなかったのか。遅れている理由は何か。

回答 30

○保安林解除の手続きの関係で、土地利用調整条例の申請を予定通り行えなかった。ただし、現況調査には先行して着手しており、全体のスケジュールへの影響はない。現在は保安林解除の事前調整も進んでおり、平成 17 年 3 月予定の事業化の判断を受けて、直ちに土地利用調整条例の手続きを行い、短期間で許可が受けられるようにその準備と事前相談を進めている。

質問 31

「事業開始スケジュールが遅れる可能性もある」ということだが、最大でどのくらいの遅れ、あるいは前倒しの生ずる可能性があるのか。

回答 31

計画地における保安林解除や平地化事業、土地利用調整条例、環境アセスメント等の手続きを順次進めていくスケジュールであるが、平成 22 年下期の事業開始は、すべての許認可手続きが順調に進んだ場合に可能となる。従って、前倒しの可能性はないと考えられる。砂利採集事業の平地化事業や新規事業申請等、本事業に関連する複数の手続きが平行して進行するため、許認可手続き遅延の要因が通常に比べ多いことから標記の表現としている。具体的な遅延期間は特記できないが、スケジュールの遅れが生じた場合でも半年程度には留められるよう県の協力を得て、山北町とともに手続きを進めていきたい。

質問 32

第1期は22年からと聞いているが、一度に全て建設するのか？

回答 32

- 第1期は平成22年度運開予定から5年間を予定している。その間市町村の参加時期に若干のズレがあるため需要に合わせてプラントを増設する計画である。
- 産業廃棄物の量の確定は、排出事業者の意向から運用開始の1～2年前を想定している。

質問 33

事業予定地を買収しないのは何故か。賃貸借契約で事業継続の担保はあるのか。

回答 33

- 長期間の借地契約を締結することにより保有と実質的に変わらないと考えている。

質問 34

雨水は、汚染されないと保証できるのか。雨水は河川放流か。

回答 34

- 廃棄物や焼却・溶融残渣の取り扱いは、屋内のコンクリート床上で行い、汚水の地下浸透を防止する。処理施設の屋根や廃棄物の取り扱いスペース等の雨水は河川放流せず、集水・排水処理し再利用する。一般的な雨水は、調整池で流量を調整した後河川へ放流する。

質問 35

これまでに国や地方公共団体と同種の契約の実績がないため、どの市町村からも契約保証金の納付、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結などを求められると思うが、どのような対応を考えているのか。契約保証金の納付については、借入金で対応する予定か。

回答 35

○市町村との協議内容であり、今後検討していきたい。

質問 36

公共インフラ整備負担金は、どの程度想定しているのか。また、処理料金へのね返りはどの程度か。

回答 36

○現状設定されている負担金の計算式に基づき、上下水道の負担金を想定した。その金額は、上水道 10 百万円、下水道 140 百万円を想定している。処理料金への影響は、1 %程度となる。

質問 37

建設に関する補助金は見込んでないとしているが、制度がないということか。

回答 37

○補助金に関しては、事業化に関しての前提条件としないとの意味である。
○広域の循環型処理について新たな支援体制が確立した場合においては支援を受ける考えをもっている。決定した場合には市町村においてもご協力をお願いしたい。
○新たな鉄軌道等、立地場所に特定のインフラに関しては、他の処理事業者に対するイコールフッティングの考え方から支援を受けるべく関係省庁にお願いしていく。

質問 38

景観に関する考え方は？

回答 38

- 地形を生かした緑化を基本に景観形成を考える。
- 国道 246 号線、東名高速側からの眺望を意識し、進入路、外周道路、斜面の緑化を進め、緑の海に浮かぶ施設配置とする。
- 樹種の選定にあたっても、桜など地域の名所、アクセントになるよう配慮する。
- 建屋の建設については、環境汚染防止の観点から環境配慮上必要な範囲を対象とする。
- さらに、処理施設の躯体や配管等の建築計画については、炉や配管等の設備のメンテナンスや更新、リニューアルに柔軟に対応できることなどの安全・危機管理も重要な課題であり、これと整合性をとりつつ景観に配慮する。

質問 39

分別のルールを、参加市町村で統一するのか？

回答 39

○市町村の意向を踏まえ判断する。

質問 40

厨芥類は分別排出か？

回答 40

○エコループプロジェクトは発電効率を最大にすることを目指しており、紙等の可燃ごみに厨芥類を混合することは、可燃ごみの含水率を高め発電効率を低下させることから、家庭レベルでの分別を市町村にお願いし、理解と協力を求めていく。なお、厨芥類の分別に対応できない市町村のごみ（厨芥類が混合している可燃ごみ）を受け入れる方法について、分別されたごみとの差別化等、検討中である。

質問 41

比較的質の高い動植物性残渣はどこから集めるのか。食品工場以外にどういうところが考えられるのか。

回答 41

○学校給食や病院等からの残渣や他の事業系一般廃棄物のうち分別率の高い飲食店等の残渣を中心に産廃系の有機資源と合わせることにしている。

質問 42

- 1 分別していなくても混入物が少なければ、有機物資源化センターに受け入れるというようにもとれるが、分別が前提ではないのか。そうでないとすれば、混入率何パーセントぐらいをボーダーラインとしているのか。
- 2 厨芥ごみの完全な分別とは、どの程度を意味するのか。発電ごみへの厨芥ごみの混入を意味しているとすれば、どの程度の率を考えているのか。

回答 42

- 1 厨芥ごみと発電ごみの分別は大前提としている。家庭系厨芥の場合は完全に分別しきることが難しいため、厨芥ごみへの異物混入率は、10%（湿重量比）以下を目安としている。しかしながら、第1期においては分別が困難な市町村もあることから金額面の差として対応することも検討している。
- 2 厨芥ごみの完全な分別が進むと、処理システムの中でメタン発酵システムではなく、処理料金がより安価な飼料化が可能になる。加えて、メタン発酵後に堆肥化が可能になる等の利点がある。
ただし、第1期において家庭系厨芥に関しては飼料化、堆肥化は考えていない。今後の分別実績を見て判断していくたいと考える。
発電ごみへの厨芥ごみの混入について、具体的な数字の提示は困難である。発熱量の低下に影響を与えない程度の混入に抑えたいと考えている。

質問 43

初年度の処理量のうち、市町村からの完全に分別された厨芥ごみはどのくらいの割合になると見込んでいるか。

回答 43

- 現状では判断できない。今後、各市町村との検討事項である。

質問 44

生ごみを分別することの利点は、発電ごみが約7,000円／t 安くなるだけか。また、可燃ごみと厨芥ごみとは分けずに、現在の収集方式ではできないのか？

回答 44

- 価格差については今後市町村との話し合いにて判断したい。脱焼却を推進する意味からも有機資源を分別することは重要である。同時に発電量増加によるCO₂削減の効果が高い。
- 処理料金の低価格化は、発電効率のアップに負うところが大きい。提案書にお示ししたように、トン当たり7,000円程度の売電価格差が出る。
- 段階的にでも分別が推進されていくことが望ましいが、当初においては可燃・厨芥ごみの分別が達成できない市町村があることを想定している。
- 厨芥ごみの分別をELCで行うことは、発電ごみに厨芥ごみ中の水分が移動するため、考えていない。従って厨芥ごみの分別は排出源でお願いしたい。

質問 45

「事業系など分別度が高い残飯、調理くず等」とあるが、実際はどのように収集し、搬入するのか。

回答 45

- 収集方式について、産廃は産廃業界と協議中である。事業系一般廃棄物の受入収集については今後市町村と協議する。

質問 46

有機物資源化センターでエタノール化する植木剪定枝の受け入れ基準はどう考えているか。また、運搬方法、処理単価はどうなるか。

回答 46

- エタノール化に関しては、建設廃材等の産業廃棄物を主原料として計画している。輸送コストの点でチップ化後コンテナ詰めするのが適当と考えている。剪定枝の受入基準の設定は、今後、市町村と協議しながら設定したい。

質問 47

保管、分別場所での事故の可能性はないか？（三重R D F事故等の類似例）

回答 47

○事故の原因は、爆発物など異物の混入、設計思想を超えた保管、メンテナンスデータの見過ごし等とされている。

○今後、市町村に整備、維持を願うことになるが、当社が保有する知見を積極的に提供し、万全を期したい。

質問 48

パワーセンター、クリーン化処理センターの受入基準は80cm未満となっているが、中継施設には不燃・粗大の破碎施設が必要か。また、エコループセンターの破碎機で前処理する場合は割高となるとあるが、どの程度高くなるのか。

回答 48

破碎施設は、中継施設での設置を前提とする。また、既存の破碎設備を活用される方が更に得策と思われる。環境省でも既存資源化設備のリニューアルに前向きであると聞いている。中継施設は、資源化センターと位置付けて、効率的な資源回収を行なった後の残渣と収集廃棄物をELCへの輸送し、処理を行なうものとしていただきたい。

破碎処理後の運搬とした方がコンテナに入る量が増え輸送効率が高くなり、輸送料金が安くなる。

ELCで破碎処理する場合の割増料金はその受入量の想定により変動するため、今後の検討課題とする。

質問 49

現在、焼却場への袋出しによる収集を行っているが、処理の委託については、破袋作業を含むのか。

回答 49

○破袋作業は、ELCのシステムの中に入れている。

質問 50

中継施設や貨物ヤードでの臭気、汚水対策は？

回答 50

- 廃棄物は、中継施設において圧縮してコンテナ積みする。この作業時の臭気対策等は市町村の分担となる。E L C としては臭気、汚水対策も含めて技術提案をしていき、貨物ヤード内で問題はないとする。
- また、コンテナは強固で密閉式のものを利用し、密閉したまま運搬するため、臭気・汚水の漏れの可能性はない。
- コンテナの破損チェックはE L C 内にて定期的に実施し、問題があるコンテナは即座に取り換える。

質問 51

貨物ヤードに搬入する場合、廃掃法の事前協議が必要と思われるが、どう進めるのか？

回答 51

- 市町村間の事前協議等、必要に応じて対応する。

質問 52

鉄道引込み線を整備するのか？

回答 52

- 本事業開始からの利用を考えている。御殿場線駿河小山駅よりエコループセンター敷地内まで約 1 km である。

質問 53

駿河小山駅からとする理由は何か。また、そこに至る御殿場線は国府津からか。

回答 53

○単に駿河小山駅が最寄り駅だからである。また御殿場線は国府津からである。

質問 54

鉄道輸送に対する危機管理は？ 鉄道が止まった場合の危機管理は？

回答 54

○物流新会社が、万一の場合に備えて、トラック輸送等の代替策も検討している。

質問 55

距離による運搬経費格差の考え方は？

回答 55

○現時点では、運搬経費を一律にする予定でいるが、市町村との協議により決定致したい。また、直接搬入による交通量の増加は周辺環境への負荷が大きいので、一般廃棄物についてはE L Cへのパッカー車での直接搬入は認めず、中継施設への搬入をすることを原則とする。また、積み替え困難な特別管理廃棄物については、交通量の検討をしたうえで直接搬入を検討する。

質問 56

運搬はコンテナか？ JR 基地までの運搬の具体的方法は？

回答 56

○中継施設で圧縮（厨芥ごみは圧縮なし）しコンテナに積み込み、トレーラーで JR 基地に運ぶ。圧縮方式は、圧縮梱包やコンテナ圧縮がある。その後鉄道で JR 駿河小山駅（御殿場線、静岡県）を経由し、今後整備する予定の引込み線でエコループセンターに輸送する。なお、中継施設からのコンテナ輸送に関しては別会社を新設する予定である。

質問 57

貨物基地の場所は？ 貨物駅は特別な整備をするのか？

回答 57

- 現状で利用可能な貨物駅は、相模、梶ヶ谷、羽沢、本牧の 4 駅、若干の整備で利用可能な駅は西湘である。八王子については東京都であること、他の利用計画があることから利用は難しいとのことである。
- 現状の設備で十分対応でき、特別な整備はしないとされる。
- 一部、西湘貨物駅では、若干の整備を要するとされる。

質問 58

山北町に隣接する市町村は、直接搬入できないか？

回答 58

- 原則として、パッカー車による直接搬入は考えていない。近隣の市町村は、中継施設にて積替え後トラック輸送とし、貨物輸送は考えていない。
- その範囲は効率を考えて別途提示したい。

質問 59

コンテナの漏水・臭気漏れ対策は十分か。

回答 59

○コンテナに関しては、E L C 物流部会にて設計中である。実用されているコンテナ構造を参考にしつつ、万全な対応としたい。(今までのところ事故例はない)

質問 60

コンテナは、パッカー車何台分の容量があるのか。

回答 60

○コンテナは、自重2トン、内容量8トンで計画している。従って、パッカー車の内容量を2t/台とすると4台分となる。

質問 61

コンテナを運搬するトレーラーはどのくらいの大きさになるのか。(道路整備にも関連する)

回答 61

○トレーラーは積載荷重10トン車で、車長は、約10メートルで計画している。

質問 62

コンテナの収集頻度はどうか。（そのつどすぐに収集するのか）

回答 62

- 中継施設では極力貯留せずに、原則として当日コンテナにて収集する計画としている。
- 処理施設は 3 6 5 日稼動で無休の計画としており、 ELC へのコンテナ搬入は毎日行う。

質問 63

中間処理施設のごみ貯留容量はどのくらいを考えているのか。

回答 63

- 中間処理施設においては、貯留できるごみピットは、概ね 3 ~ 4 日分の容量を受入量の日変動等を考慮して計画している。また、年末年始や緊急時等の対応として、 7 ~ 10 日分程度の貯留スペースをエコループ敷地内に確保する。

質問 64

中継施設の整備費用について、概算費用は聞いているが、必要敷地面積等規模を含めて、もう少し精度の高い費用積算をしてもらえないか。概算費用では事業参加決断の資料としては精度が低いと言わざるを得ない。

回答 64

- 個々の市町村の設置条件を確認・整理した上で、はじめて精度の高い費用の積算が可能となる。エコループセンターとしては、個々の市町村からの要望を受けて、その作業を行うこととしている。

質問 65

中継施設を設置する場合、どのような施設を設置するのか。また、1施設どの程度の費用が掛かるのか。

回答 65

- 主機能としてパッカー車とコンテナの計量機、受入ホッパ、破碎設備（粗大ごみ用）、圧縮設備、コンテナ移動設備、集塵・脱臭設備がある。その他給排水、電気・計装設備等のユーティリティが必要となる。
- 中継施設に関しては、立地条件により費用は大きく変動する。インフラの整備された適切な用地があり、諸機械が整っている場合においてはさほど設備投資はかかるないと思料される。

質問 66

E L Cによる管理運営は可能か。また、E L Cによる建設は可能か。

回答 66

- 公設民営方式により、E L Cが管理運営を行う事は可能である。しかし、実際問題としては既存業者の活用を優先して検討をお願いしたい。

質問 67

中間処理施設の跡地へ整備する場合、中間処理施設の操業停止から中継施設の稼働までのタイムラグについて、その対策を別途協議するとしているが、それはどういう意味か。

回答 67

中間処理施設跡地に中継施設を整備しようとする場合、その中間処理施設は操業中止となるため、エコループセンターでの処理が必要となるが、中継施設の建設中はエコループセンターに廃棄物を運ぶための中継機能がない。そのため、仮の中継施設を設けるとか、中間処理施設を2期に分けて操業中止し中継施設も2期に分けて建設する等、各自治体の事情に合わせた対応が必要である。

質問 68

何故スーパーごみ発電を採用したのか？

回答 68

- 24時間連続運転される焼却・溶融施設において、通常のごみ発電を採用した場合、一定の発電量を供給することはできるが、昼間にピークが生じる利用施設での電力需要に対応できない。したがって、昼間の都市ガスによる発電補給が不可欠となる。
- 発電量が安定している都市ガスの併用は、発電ごみの質や処理量の多少のバラツキが生じた場合においても、ごみ発電量の変動を吸収して安定した電力として商品価値を高める役割もある。
- 都市ガスを併用したスーパーごみ発電は、発電効率も高くその実施に伴い、既存の発電所での火力発電量が削減され、その分の CO₂ 排出量が削減されることになる。以上の理由により、都市ガスを併用したスーパーごみ発電を採用した。
- 発電に際してのごみ発電の規模は、スーパーごみ発電システムとして最適バランスを検討の上設定する。

質問 69

発電電力はどうするのか？どこに販売するのか？

回答 69

- 発電電力は、一般廃棄物系の発電ごみの排出者である市町村が購入することが、本事業の安定性を確保する上で望ましい。
- 通常、市町村は東京電力から電力を購入しているが、これと同水準の料金体系での販売を考えている。また、電力の安定供給、並びに安全性に関しては、都市ガスを併用した発電システムの採用、電気事業者のバックアップ等により従来と同様の電力供給システムとする。